

令和3年4月7日

厚生労働省
労働基準局長 吉永 和生 殿

公益社団法人 日本看護協会
会長 福井 トシ子



令和4年度予算・政策に関する要望書

看護職員の勤務環境においても、まさに今、「働き方改革」の取り組みが進められていますが、看護職の就業継続に立ちどころの障壁が、夜勤を含む交代制勤務の負担であることは申すまでもありません。看護業務の特性上、夜勤を含む交代制勤務は必要であり、夜勤可能な看護マンパワーを今後とも安定的に確保するためには、年齢が高くなっても、子育てや介護をしながらでも健康を損なうことなく無理なく続けられる夜勤への転換が急がれます。

今日わが国においては看護職員のみならず、深夜業を含む交代制勤務に就く者が相当数に上ることが見込まれ、その健康確保対策を労働科学の最新の知見を踏まえて示すべき時と考えます。

以上より、令和4年度予算案等の編成にあたっては、以下の事項につきまして政策の推進並びに予算等の確保について、格別のご高配を賜りますよう要望します。

要 望 事 項

1. 深夜業を含む交代制勤務に従事する看護職員の健康確保のため、指針を策定されたい

1. 深夜業を含む交代制勤務に従事する看護職員の健康確保のための指針の策定

「看護師等の夜勤対応を行う医療従事者の負担軽減のため、勤務間インターバルの確保等の配慮が図られるよう検討を進めていく」(過労死等防止対策大綱・2018年7月24日)をうけ、深夜業を含む交代制勤務に従事する看護職員の健康確保対策について検討し指針を策定されたい。

【指針に盛り込むべき項目】

- 夜勤の回数(3交代制勤務で月8回以内)
- 長時間夜勤の回避(1回の夜勤の長さは13時間以内)
- 勤務間インターバルの確保(勤務間インターバル11時間以上、1回の夜勤後おおむね24時間以上、2回連続夜勤後おおむね48時間以上の休息確保)
- 仮眠の確保、仮眠環境の整備(仮眠室(個室)を確保)

公益社団法人 日本看護協会

深夜業を含む交代制勤務従事者の健康確保対策について

現状と課題

【勤務間インターバル確保状況】

- 3交代勤務体制をとる施設で11時間以上の勤務間インターバル確保を実施しているのは44.0% (2019年)。2014年(42.0%)と比べ進んでいない※1。

【長時間夜勤の短縮について】

- 2交代勤務体制をとる施設で1回の夜勤時間が「13時間以下」が20.6% (2019年)。2014年(19.6%)と比べ短縮が進んでいない※1。

【夜勤負担について】

- 2交代制で1回16時間以上の夜勤をする者は、それ以外の者と比較して離職を考えている割合が多い傾向がある※1。
- 1ヶ月の延べ夜勤時間が72時間を超えると、情動ストレス(自覚症状Ⅱ群)が高まるとともに、起床時に疲労感(自覚症状Ⅲ群)が強い傾向がみられる※2。

【仮眠について】

- 仮眠専用の個室が確保されている施設は20.7%にとどまる。仮眠取得の満足度は32.6%、仮眠環境に関する満足度は44.5%と低い※1。

※1：2019年 病院および有床診療所における看護実態調査-病院(施設調査・職員調査) (日本看護協会)

※2：2017年度安全、健康、生活を念頭においた看護師の1ヶ月72時間夜勤規制の根拠に関する研究 (公財) 労働科学研究所・日本看護協会

深夜業を含む交代制勤務に関するこれまでの政府の対応

- 労働安全衛生法第66条・労働安全衛生規則第13条第1項第2条・第45条：
「深夜業」を含む業務者に対する特定業務従事者健診(6か月に1回)の受診が定められている。
- 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(2018年7月6日公布)
労働時間等設定改善法：勤務間インターバル制度の普及促進
労働時間等設定改善法指針変更：深夜業の回数制限(「深夜業」が「交代制勤務による夜勤を含む」と明記)、勤務間インターバルの確保(「交代制勤務等の勤務形態や勤務実態等を十分に考慮する」と明記)(2018年10月30日官報告示)
- 過労死等の防止のための対策に関する大綱の変更(2018年7月24日)
数値目標：2020年までに、①勤務間インターバル制度を知らなかった企業割合を20%未満、②勤務間インターバル制度を導入している企業割合10%以上とする。
「なお、看護師等の夜勤対応を行う医療従事者の負担軽減のため、勤務間インターバルの確保等の配慮が図られるよう検討を進めていく。」と明記。

公益社団法人 日本看護協会